

●香川県告示第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和7年4月15日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 長土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 令和7年4月8日
- 3 指定道路の位置 木田郡三木町大字鹿伏字下所290番1の一部、316番1の一部、316番2の一部、316番3の一部、317番1の一部、317番3の一部、319番の一部、320番の一部及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 65.47メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。